

箕面市立みのお市民活動センターの指定管理に関する協定書

箕面市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人フォーラムみのお（以下「乙」という。）は、箕面市立みのお市民活動センター（以下「センター」という。）の管理運営に関する事項について、箕面市立市民活動センター条例（平成16年箕面市条例第42号。以下「条例」という。）及び箕面市立市民活動センター条例施行規則（平成17年箕面市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、次のとおり協定を締結する。



第1章 総則

（指定管理者の責務）

第1条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）その他関係法令及び条例、規則その他関係規程並びにこの協定に定めるところに則り、信義に従い誠実にこれを履行し、センターが円滑に運営されるよう管理しなければならない。

（管理する施設）

第2条 乙が指定管理者として管理を行うセンターの名称及び位置並びに施設の構造、面積及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設名称 箕面市立みのお市民活動センター
- (2) 所在地 箕面市坊島四丁目5番20号
みのおキューズモールWEST-1 2階
- (3) 構造 鉄骨造2階建 2階部分
- (4) 面積 720.85㎡ (218.05坪) かやのさんぺい橋交流スペース除く
- (5) 施設内容 会議用施設（会議室、小会議室、プレイルーム、多目的室）
活動用施設（事務ブース、倉庫、ロッカー、メールボックス）
交流用施設（フレキシブルコーナー、キッズコーナー、
ワーキングコーナー、図書・資料コーナー、
かやのさんぺい橋交流スペース）

2 乙は、前項に掲げる施設のうち、かやのさんぺい橋交流スペースについては、甲乙協議の上その管理方法等を定めるものとする。

3 乙は、善良なる管理者の注意をもって、センターを管理しなければならない。

（指定期間等）

第3条 甲が、乙を指定管理者として指定する期間（以下「指定期間」という。）

は、令和7年（2025年）4月1日から令和12年（2030年）3月31日までとする。

- 2 指定管理者が行う業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 業務の範囲

（業務の範囲）

第4条 乙は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 条例第3条及び第4条第2項に規定する業務
 - (2) 災害時の対応に関する業務
 - (3) 箕面市公共施設予約システムの利用者登録手続等に関する規則（平成19年規則第76号）第2条第2号に規定する公共施設予約システムを用いた他館の利用に関する業務
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認めて定める業務
- 2 前項の業務（以下単に「業務」という。）を行うにあたっては、この協定に定める事項のほか、箕面市立みのお市民活動センター指定管理者募集要項（令和6年8月1日公表。以下「募集要項」という。）及び箕面市立みのお市民活動センター指定管理者業務水準書（同日公表。以下「業務水準書」という。また、募集要項及び業務水準書を以下「募集要項等」という。）に定める事項を遵守するものとする。

（自主事業）

第5条 乙は、センターの設置目的の範囲内で、かつ、業務の実施を妨げない範囲において、自主事業を実施することができる。

- 2 乙は、自主事業を実施する場合は、第18条の事業計画書に記載することとし、甲の承認を得なければならない。
- 3 自主事業にかかる費用については、乙の負担とする。

第3章 業務の実施

（業務の実施）

第6条 乙は、この協定、募集要項等、条例、関係法令等のほか、第18条に規定する事業計画書等に従って業務を実施するものとする。

(第三者への委託)

第7条 乙は、業務を行うに当たり、あらかじめ書面により甲の承認を得て、業務の一部を第三者に委託することができる。この場合において、乙は、当該委託に関して全ての責任を負い、及び費用を負担するものとする。

(緊急時等の対応)

第8条 乙は、災害等の緊急事態が生じたとき、又は生じるおそれがあると判断したときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、甲又は甲の関係機関にその旨を連絡しなければならない。なお、箕面市地域防災計画に定めるところにより甲が災害対策本部を設置したときは、甲又は甲の関係機関の指示に従わなければならない。

2 乙は、緊急事態に備えて、危機管理マニュアル（防災対策及び防犯対策等）を作成し、業務の従事者に周知するとともに、甲にその写しを提出するものとする。なお、危機管理マニュアルについては次の事項を記載するものとする。

- (1) 施設利用者の安全確保策（避難誘導等）
- (2) 閉館時における地震発生時の初動体制
- (3) 風水害発生のおそれがある場合の対応体制
- (4) 市との緊急連絡体制

3 大規模な災害時に箕面市災害時における特別対応に関する条例（平成24年箕面市条例第1号）第5条の規定により特別対応の宣言が出されたときは、乙は、同条例の定めるところにより、管理等を行わなければならない。

(公益通報等の取扱い)

第9条 乙の役員又は乙の従業員は、箕面市職員等の公益通報に関する要綱（平成19年箕面市訓令第54条）第5条第1項の規定に基づき、通報窓口へ公益通報をすることができる。

2 乙の役員又は乙の従業員は、甲又は箕面市職員等の公益通報に関する要綱第7条に規定する公益通報処理委員会が行う公益通報に関する調査に誠実に協力しなければならない。

3 乙は、公益通報を受けたときは、速やかに通報窓口へ報告しなければならない。

4 その他、公益通報等の取扱いに関しては、箕面市職員等の公益通報に関する要綱の規定に基づき処理を行うものとする。

5 乙の役員又は乙の従業員は、公益通報に関する調査により知り得た秘密を漏らしてはいけない。なお、その職を退いた後も同様とする。

(情報公開、文書の管理等)

第10条 乙は、箕面市情報公開条例(平成17年箕面市条例第2号)の趣旨を踏まえ、積極的にセンターの管理に関する情報の公開に努めなければならない。

2 乙は、本業務に関わって作成し、又は取得した文書、図面(写真、スライド及びマイクロフィルムを含む。)及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。また、文書、図面及び電磁的記録を以下「対象文書」という。)について、適正に管理し、保存しなければならない。

3 甲は、対象文書であって甲が保有していないものに関し箕面市情報公開条例に基づく開示の申し出があったときは、乙に対し、当該対象文書の写しを提供するように求めるものとし、乙はその求めに応じて提供するものとする。

4 乙は、指定期間の満了と同時に、対象文書について、甲の指示に従い、甲又は甲の指定する者に対し、引き継ぎ等の処理を行わなければならない。

(個人情報等の取扱い)

第11条 乙は、本業務の履行に際して知り得た個人情報(以下「指定管理者個人情報」という。)の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守するとともに、箕面市の保有する個人情報等保護管理要綱(令和5年訓達第13号)(以下「保護管理要綱」という。)に基づく市の安全管理措置を準用し、指定管理者個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、死者に関する情報の取扱いは箕面市死者情報取扱要綱(令和5年訓令第29号)を準用することとする。

2 乙は、個人情報に係る事務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ受任者又は下請負人の名称、業務内容及びその他甲が必要とする事項を書面により甲に通知し、承諾を得た場合はこの限りではない。

3 乙は、指定管理者個人情報の漏えい等の事案が発生した場合は、速やかに甲に報告の上、個人情報の保護に関する法律及び箕面市の保有する個人情報等保護管理要綱に準じた措置を講じるものとする。

4 乙は、指定管理者個人情報に係る保有個人データに関し、個人情報の保護に関する法律に基づく開示、訂正及び利用停止等の請求があったときは、乙は個人情報取扱事業者として適切に対応を行わなければならない。なお、甲は、当該個人情報(以下「当該個人情報」という。)が甲にとっての保有個人情報に該当する場合には、乙に対し、当該個人情報の提供を求めるものとし、乙はその求めに応じて提供するものとする。また、指定管理者個人情報が死者に関する情報であった場合は、箕面市死

者
5
旨
定

(
第1
を

(労
第1
和
生
る
け

(
第1
に
2
た

(
第1
2
み
当

第1
備
甲
2
第

者情報取扱要綱に準じ、対応するものとする。

- 5 乙及び乙の従事者（退職者も含む。）は、個人情報の保護に関する法律の趣旨を遵守するとともに、同法第176条、第180条及び第183条の罰則規定の適用を受けるものとする。

（人権研修の実施）

- 第12条 乙は、本業務に従事する者が人権について、正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権研修を行うものとする。

（労働安全の確保）

- 第13条 乙は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、同施行令（昭和47年政令第318号）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）、その他労働災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害の防止に努めなければならない。

第4章 備品等の扱い

（甲による備品等の貸与）

- 第14条 甲は、募集要項等と同時に配布した備品台帳に記載する備品等を、乙に無償で貸与するものとする。
- 2 乙は、甲から貸与された備品等を適正に管理するとともに、破損又は滅失した場合は、速やかにその状況を甲に報告し、原状回復しなければならない。

（備品等の帰属）

- 第15条 前条第1項の備品等は、甲に帰属する。
- 2 乙は、指定期間中、前条第1項の備品等について、業務を履行するためにのみ利用するものとし、第三者に当該備品等に係る権利を譲渡し、又は業務外で当該備品等を貸与してはならない。

（乙による備品の購入等）

- 第16条 乙は、第14条に定めるもののほか、業務を行うにあたり必要とする備品を第24条に規定する指定管理料をもって購入するときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。
- 2 前項により購入した備品は、指定期間中は乙に帰属するものとし、第14条第1項の貸与備品台帳とは別にこれを管理するものとする。

(施設、設備の改修等)

- 第17条 乙は、第18条に定めるとおり、施設、附属設備等の維持管理計画書(改修計画)に、改修等に関する項目を記載し、甲の承認を受けるものとする。
- 2 乙は、施設、設備に改修等が必要と判断した場合は、速やかに、甲に報告し、甲と協議しなければならない。
- 3 前項の協議の結果、施設、設備の改修等を甲が承認した場合は、乙が改修等を行うこととする。

第5章 業務実施に係る甲の確認事項

(事業計画書等の提出)

- 第18条 乙は、毎年度、甲の指定する日までに、次の各号に掲げる計画書(以下「事業計画書等」という。)を提出し、甲の承認を受けなければならない。
- (1) 事業計画書
 - (2) 収支計画書
 - (3) 施設、附属設備等の維持管理計画書(改修計画)
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項に関する計画書

(業務報告書等の提出)

- 第19条 乙は、業務を実施するにあたっては、業務日報を備えて常に施設利用状況等を把握するとともに、毎月の業務実施状況や利用状況、その他の業務の実施状況を業務報告書としてとりまとめ、翌月10日までに甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、毎年度終了後2か月(指定管理者の指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から60日)以内に、法第244条の2第7項の規定により、当該年度におけるセンターの利用状況、利用料金収入の実績、管理経費等の収支状況その他の業務の実施状況が記載された事業報告書を甲に提出しなければならない。

(甲による業務実施状況の確認)

- 第20条 甲は、前条第1項の規定により乙が提出した業務報告書及び同条第2項の規定により乙が提出した事業報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況の確認を行うものとする。
- 2 甲は、前項に規定する確認のほか、法第244条の2第10項の規定により業務の実施状況又は経理状況を確認することを目的として、随時、乙に対して必要な報告を求め、又は実地に調査することができる。

3 乙は、甲から前項の規定による報告の徴収又は実地調査を行う通知を受けたときは、合理的な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

(甲による業務の改善の指示)

第21条 甲は、前条の規定による報告の徴収又は実地調査の結果、業務が募集要項等の内容を満たしていないと認めるときは、法第244条の2第10項の規定により乙に対して業務の改善を指示するものとする。

2 甲は、乙が第23条第2項の規定による必要な措置を講じなかったときは、前項に規定する業務の改善を指示することができる。

3 乙は、前2項の指示を受けたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(重要事項の変更の届出)

第22条 乙は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、条例第7条の規定により10日以内に甲に届け出なければならない。

(1) 法人の名称

(2) 法人の所在地

(3) 法人の役員

(4) 法人の規約の記載事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、甲が指定する事項

(評価の実施)

第23条 乙は、甲が業務の実施状況についての評価を実施しようとするときは、次に掲げる事項のうち甲が必要と認めるものを実施しなければならない。

(1) 利用者の意見等を聴取するためのアンケートの実施

(2) 利用者の意見等を聴取するための意見交換会の実施

(3) 評価の実施に必要な資料の作成

(4) 評価の実施時における説明

(5) 前各号に掲げるもののほか、評価の実施に関すること

2 乙は、業務の実施状況について甲が行った評価の結果、業務の改善の必要があると認められたときは、当該評価の結果を尊重して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第6章 指定管理料及び利用料金

(指定管理料)

第24条 甲は、業務の実施に係る経費として、次表に定める指定管理料（以下「指定管理料」という。）に業務実施期間における消費税及び地方消費税（1円未満の端数が生じる場合は、小数点第1位を四捨五入する。）を加えた額を乙に支払うものとする。ただし、同表の各期間における指定管理料は、業務が募集要項等の内容を満たしている場合に満額を支払うものとする。

業務実施期間	指定管理料（税抜金額）
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	39,944,000円
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	39,944,000円
令和9年4月1日から令和10年3月31日まで	39,944,000円
令和10年4月1日から令和11年3月31日まで	39,944,000円
令和11年4月1日から令和12年3月31日まで	39,944,000円
合 計	199,720,000円

2 甲は、指定管理業務の執行にあたり、乙が乙の責に帰すべき事由により利用者その他第三者に損害を及ぼした場合、又は乙がセンターの施設、附属設備等を破損若しくは滅失した場合は、業務が募集要項等の内容を満たしていないものとして、指定管理料を減額することができる。

3 前項に定めるもののほか、やむを得ない事情により指定管理料を変更するときは、甲乙協議により決定するものとする。

4 指定管理料のうち、市民活動支援金の原資は、年額2,500,000円とする。なお、乙は、本原資と他事業の会計を別にして運営し、指定期間終了後に精算するものとする。

(指定管理料の支払方法)

第25条 甲は、指定管理料について、次表の各月支払額（税抜金額）に業務実施期間における消費税及び地方消費税（1円未満の端数が生じる場合は、小数点第1位を四捨五入する。）を加えた額を、乙の請求により、前金払いで支払うものとする。

支払月	指定管理料（税抜金額）
4月	11,861,000円
7月	9,361,000円
10月	9,361,000円
1月	9,361,000円
合 計	39,944,000円

2 前条第2項の規定により減額する場合、第33条の規定により業務の一部

を免除した場合その他の指定管理料を減額する理由がある場合は、年度末において精算するものとする。

(以下
税(1
た額を
業務が

(利用料金)

第26条 甲は、センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を乙の収入として收受させるものとする。なお、指定期間の満了後において、指定期間中の利用に係る未収利用料金は、乙に帰属する。

2 利用料金の額は、乙があらかじめ甲の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

第7章 損害賠償及び不測事態

(リスクの分担)

第27条 センターの管理に伴うリスク(予測できない危険及び責任の負担をいう。)の分担については、この協定に定めるもののほか、別紙「リスク分担区分表」に定めるとおりとする。

2 前項に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議して、当該リスクの分担を定めるものとする。

(損害賠償等)

第28条 乙は、指定管理業務の執行にあたり、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(第三者への損害の負担)

第29条 乙は、指定管理業務の執行にあたり、乙の責めに帰すべき事由により利用者その他第三者へ損害を与えたとき、又はセンターの施設、附属設備、備品等を破損若しくは滅失したときは、速やかに甲に報告するとともに、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、当該賠償のうち甲の責めに帰すべき事由により生じた賠償については、甲が負担するものとする。

2 前項の場合において、利用者その他第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、乙の費用負担において解決に当たらなければならない。ただし、前項ただし書により甲の負担となった場合を除くものとする。

3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について利用者その他第三者に対して賠償したときは、乙に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

4 災害等により甲の関係機関が緊急に施設を利用した際に生じた費用等につ

いては、甲乙協議の上対応を行うものとする。

5 甲及び乙は、甲乙いずれの責めにも帰すべき事由がない利用者その他第三者に関する事故、損害等については、甲乙協議の上対応を行うものとする。

(賠償責任保険の加入)

第30条 乙は、指定管理業務の執行にあたり、施設、附属設備等及び利用者その他第三者の身体又は財物に対する賠償責任保険に加入しなければならない。

(不測事態発生時の対応)

第31条 乙は、不測事態が発生した場合において、不測事態の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不測事態により発生する損害、損失又は増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不測事態によって発生した費用の負担等)

第32条 乙は、不測事態の発生に起因して乙に損害、損失又は増加費用が発生した場合は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取ったときは、書面の内容の確認を行い、乙と協議の上、不可抗力の判定、費用負担等を決定するものとする。

(不測事態による業務実施の免除)

第33条 前条第2項に定める協議の結果、不測事態の発生により業務の一部の実施ができなくなると認められるときは、乙が不測事態により影響を受ける限度においてこの協定に定める業務を免れるものとする。

2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合において、甲は、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

第8章 指定期間満了前の指定の取消し等

(指定の取消し等)

第34条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 第21条に規定する甲による業務改善の指示に対して、期間内に従わなかったとき。

(2) 不正な手段により指定管理者の指定を受けたとき。

他第三
する。

用者そ
らない。

期に除
は増加

が発生
するも

と協議

の一部
響を受

は、乙
から減

条の2
に指定

をわな

- (3) 第4条の業務を適正に行うことができなくなったとき。
- (4) 募集要項の「9 応募の資格」に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (5) 甲に対して報告義務を怠り、又は虚偽の報告を行ったとき。
- (6) 指定管理業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は目的外に使用したとき。
- (7) その他、乙に指定管理業務を行わせておくことが適当でない認められるとき。

2 指定の取消し又は業務の停止処分が乙の責めに帰すべき事由によるときは、甲に生じた損害は、乙が賠償するものとする。

(乙による指定の取消しの申出)

第35条 乙は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、管理を行わないこととなる日の1年以上前までに、甲に申し出なければならない。

2 前項の規定による指定の辞退により甲に損害が生じたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

(不測事態による指定の取消し)

第36条 甲又は乙は、不測事態の発生により、業務の継続等が困難と判断した場合において、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

2 前項の協議の結果、やむを得ないと判断されるときは、甲は、指定の取消しを行うものとする。

3 前項に規定する指定の取消しによって乙に発生する損害、損失及び費用の増加は、甲と乙の協議により決定するものとする。

(指定管理料の返還)

第37条 乙は、第34条の規定により指定を取り消されたとき、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、甲の請求により指定管理料の全部又は一部を返還しなければならない。

(指定期間満了前の指定の取消しの取扱い)

第38条 第34条から第36条までの規定により指定期間の満了前に指定の取消しがあった場合においては、第25条の規定にかかわらず、甲は、第28条及び第29条に定める額を除き、日割計算により指定管理料を支払うものとする。

第9章 指定期間満了等の取扱い

(次期指定管理者等への引継ぎ)

第39条 乙は、指定期間が満了したとき、条例第8条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたとき、又は甲が必要であると認めたときは、甲の指示するところにより、市民サービスの低下を招かないように、甲又は甲が指定する者に対し、業務の実施に伴って収集した情報、作成した業務マニュアル、施設情報やイベント情報などのホームページ情報等を含めて、事務及び利用料金にかかる預かり金等を引き継がなければならない。

(原状回復義務)

第40条 乙は、指定期間が満了したとき、又は条例第8条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、指定開始日を基準としてセンターを原状に回復し、甲に対して明け渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認める場合においては、乙はセンターの原状回復を行わずに、甲が定める状態で甲に対して明け渡すことができるものとする。

(備品等の扱い)

第41条 乙は、指定期間が満了したとき、又は条例第8条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、備品等を次のとおり扱うものとする。

(1) 乙は、第14条に定める備品等については、甲又は甲が指定する者に対して引き継ぐものとする。

(2) 乙は、第16条に定める備品については、原則として、甲又は甲が指定する者に対して譲渡し、引継ぐこととし、その他の備品等については、甲乙協議の上、乙が自己の責任と費用で撤去するものとする。なお、甲乙協議により両者が合意した場合においては、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引き継ぎを行うことができるものとする。

第10章 その他

(権利、義務の譲渡の禁止)

第42条 乙は、この協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を受けたときは、この限りでない。

(苦情等への対応)

第43条 乙は、利用者からの苦情等については、原則として次のように対応する。

(1) 乙が行ったサービス内容の苦情等については、乙が処理対応を行い、甲への連絡及び報告を行うものとする。また、必要な場合は、甲も処理対応を行うものとする。

(2) 乙が行った利用承認・不承認に対する不服申立てについては、法第244条の4第1項の規定により甲への審査請求となる。

(暴力団の排除)

第44条 乙は、条例第12条第3号、第13条第3号及び第16条に基づき、暴力団の利益になる施設の利用を制限する努めを負うものとする。

(施設の情報管理)

第45条 乙は、甲の事務事業の一端を担っている性質上、利用者の情報やイベント情報等の業務にかかる文書の管理について適切に作成・保管するものとする。

(協定の変更)

第46条 業務に関し、業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議により、この協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義の解釈)

第47条 この協定及び募集要項等に定めのない事項又はこの協定及び募集要項等の解釈について疑義が生じたとき、若しくはこの協定締結時の想定を超える事態が生じたときは、甲乙協議により、定めるものとする。

(協定の効力)

第48条 この協定は、箕面市議会でセンターに係る「指定管理者の指定の件」

が可決されたとき、協定としての効力を生ずるものとする。議決が得られなかったとき（否決の議決を含む。）は、それまでの甲及び乙が要した費用は各自の負担とし、相手方に対し、損害賠償その他一切の請求は行わないものとする。
（裁判管轄）

第49条 この協定に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年(2024年)11月13日

甲 箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市長 原 田 亮



乙 箕面市坊島四丁目5番20号みのお市民活動センター内
特定非営利活動法人市民活動フォーラムみのお

理事長 須 貝 昭 子

【別紙 リスト 種
法令改
物価変
運営費
利用変
利用料
施設設 傷
損害賠
運営!
その他

※1
※2

【別紙】

リスク分担区分表

種 類	内 容	リスク分担	
		市	指定 管理者
法令改正※1	法令改正による、施設改修等	○	
物価変動	指定後のインフレ、デフレ		協議事項
運営費の膨張	人件費等の運営費の膨張		協議事項
利用変動	当初の利用見込みと異なる状況		○
利用料金未収	利用料金の未収による収入減		○
施設設備等の損傷	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の損傷		○
	経年劣化等管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の損傷（不可抗力によるものを含む。）		協議事項
損害賠償	運営・維持管理において第三者に損害を与えた場合（管理瑕疵）		○
	施設の設置上の不備において第三者に損害を与えた場合（設置瑕疵）	○	
	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う使用者及び入館者への損害		○ ※2
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う使用者及び入館者への損害（不可抗力によるものを含む。）		協議事項
運営リスク	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等による臨時休館等に伴う運営リスク		○ ※2
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故や火災等による臨時休館等に伴う運営リスク（不可抗力によるものを含む。）		協議事項
	施設設置者の責任による事業の中止・遅延	○	
	指定管理者の責任による事業の中止・遅延		○
	不可抗力による事業の中止・遅延		協議事項
その他	指定管理者の事業放棄・破綻		○
	必要な資金の確保		○
	管理業務開始前及び業務終了後の引継ぎに関する費用		○

※1 税法を除きます。

※2 一定のリスクに対応できる保険に加入するものとします。